

介護保険施設管理者
事業所開設予定者 殿

徳島県保健福祉部長寿いきがい課長
(公 印 省 略)

令和5年度徳島県認知症対応型サービス事業開設者研修の実施について（通知）

このことにつきまして、次のとおり実施しますので、受講を希望する場合は、別添「受講申込書」を、令和5年10月3日（火）までに、貴介護保険施設・事業所等の所在地を管轄する市町村介護保険担当課（三好市又は東みよし町の事業所等は、みよし広域連合）に提出してください。

1 研修

(1) 開催日及び場所

令和5年11月10日（金）午前9時から午後4時50分まで

令和5年11月14日（火）午前9時から午後1時まで(※)

徳島市藍場町2丁目14番地

あわぎんホール（徳島県郷土文化会館）4階 会議室4

※ 感染症拡大防止のため、事業所での現場体験は行いません。

令和5年11月14日に、代替となる集合研修を実施します。

(2) レポート提出

研修の受講を通じ、レポート（A4用紙に2,000字以上）を作成し、提出すること。

2 実施要領

別紙のとおり

3 注意事項

(1) 2以上の市町村に複数の事業所を運営する法人の開設者については、法人本部の所在地を管轄する市町村に申請書を提出してください。

(2) 現場体験の代替となる集合研修（11/14）では、利用者にとって適切なサービスの提供のあり方、サービスの質の確保等を理解することを目標に、事業所の広報誌等を活用し、指導者を交えた意見交換や質疑応答等を行う予定です。

(3) レポートの提出については、別途連絡いたします。

(4) 受講料は一人9,000円です。（研修初日に受付にて支払いをすること。）

また、研修に要する経費のうち、参考教材等を使用した場合に係る実費相当部分については、受講者の負担とします。

(5) 受講申込書には返信用の140円切手を添えて提出してください。

(6) 受講にあたっては、研修担当者の指示に従ってください。指示に従っていただけない場合、研修への参加をお断りする場合がございます。

(7) 新型コロナウイルス感染症の拡大により、やむを得ず中止とさせていただく場合がございます。

4 連絡先

在宅サービス指導担当 加賀

電 話 088-621-2192 ファクシミリ 088-621-2840

メール kaga_ayano_1@pref.tokushima.jp